

ようこそ

毎月1日発行 2025年2月3日 発行第12巻第2号 北インド版

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

YOKOSO
02 2025 Feb VOL. 121
無料



FORMULA GROUP
Mobility Managed.®



大切なあなたのために

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュクマール
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

「法定計量法 2009年：包装された商品に関するライセンス(シリーズII)」

法律計量法 2009年：包装商品に関するライセンス(シリーズII)

シリーズIでは、2009年の法律計量法、その主要目的、および企業が遵守すべきさまざまな種類の登録について紹介しました。今回は、ライセンス取得のプロセス、包装およびラベリングの遵守要件、そして非遵守の場合の結果に焦点を当てます。

1. ライセンス申請プロセス

製造、包装、または包装済み商品の輸入に関わる企業は、法律計量法に基づいて適切なライセンスを申請しなければなりません。申請プロセスは以下の通りです：

a) 製造業者ライセンス

製造業者は、法律計量法部門に申請し、製造プロセスおよび施設に関する詳細情報を提供する必要があります。ライセンスが交付される前に、施設の検査が行われることがあります。

b) 包装業者ライセンス

包装業者は、包装が重量、体積、ラベリングに関する法的基準を遵守していることを確認しなければなりません。必要書類を提出し、検査を受けた後、ライセンスが交付されます。

c) 輸入業者ライセンス

包装済み商品の輸入業者は、製品がインドの基準に適合していることを確認する必要があります。輸入に関する詳細を提供し、その後遵守確認を経てライセンスを申請します。

2. ラベリングおよび包装要件の遵守

法律計量法 2009年の主要な規定の一つは、包装済み商品が適切にラベリングされ、定められた包装基準を満たしていることを確保することです。具体的な要件は以下の通りです：

a) 数量の明確な記載

すべての包装済み商品には、重量、体積、または包装内のアイテム数など、正確な数量を記載しなければなりません。

b) 製品情報

製品ラベルには、製品名、製造業者の名前と住所、製造日、そして必要に応じて賞味期限や消費期限を記載する必要があります。

c) 適合する計量単位

すべての計測は、法律で定められた標準単位(例えば、キログラム、リットル、メートル)で表記しなければなりません。

d) ラベルの言語

ラベルは、英語と製品が販売される地域の現地語で記載される必要があります。

3. 遵守しない場合の罰則

法律計量法を遵守しない場合、以下のような罰則が科される可能性があります：

a) 誤解を招くラベリング

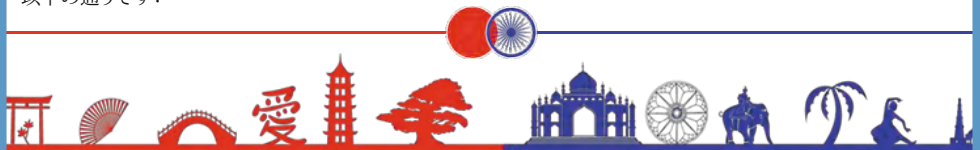
製品ラベルに不正確または誤解を招く情報が記載されている場合、罰金やライセンスの停止が科されることがあります。

b) 不正確な計測

企業は計量や測定のために校正された機器を使用しなければなりません。これに違反すると、罰則が科される可能性があります。

c) ライセンス取得の失敗

適切なライセンスを取得せずに営業を行った場合、法的措置、罰金、または事業の閉鎖につながる可能性があります。



d) 検査の未遵守

政府の検査を拒否することも罰則の対象となる可能性があります。

4. 電子商取引における法律計量法の影響

電子商取引の成長に伴い、オンライン小売業を運営する企業も法律計量法を遵守する必要があります。eコマースプラットフォームやオンライン販売者は、販売する製品が以下の要件を満たしていることを確認しなければなりません：

a) 正確なラベリング

製品には正確な数量、重量、または体積が記載されている必要があります。

b) 物理的な小売業者と同じ基準の遵守

計測と包装に関して、実店舗の小売業者と同じ基準を満たさなければなりません。

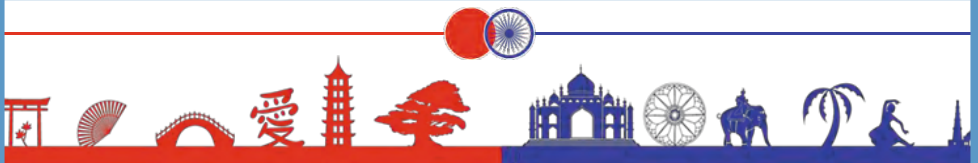
c) 法律計量法の要件を遵守

罰則を避けるために、法律計量法のすべての要件に従う必要があります。

政府はeコマース分野での取り締まりを強化しており、オンラインビジネスが伝統的な小売業と同様の規制枠組みを回避することがないようにしています。

法律計量法 2009年は、市場での公正を確保し、消費者を不正行為から守り、包装済み商品の販売における透明性を維持するための重要な法律です。製造、包装、販売、輸入に関与する企業にライセンスの取得と厳格なラベリングおよび包装基準の遵守を義務付けることによって、この法律は信頼性があり、消費者に優しい市場環境の促進を図っています。これらの規制を理解し、遵守することは、企業が罰則を避け、インドにおける公正な取引システムに貢献するために非常に重要です。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



アーンドラ・プラデーシュ州の知られざる郷土料理

竹筒の中で蒸すのかな。

「バンブー・ビルヤニー」は、アーンドラ・プラデーシュ州アールリ・シーターラーマ・ラージュ (Alluri Sitarama Raju) 県に住む部族民たちの郷土料理であり、近年注目が高まっているという記事を見つけた。

聞いたことない地名だなどと思って調べてみたら、標高600～900メートルという比較的涼しい気候を前面に出しつつ観光資産を整備し、観光地として台頭する県であることが分かった。

アーンドラ・プラデーシュ州森林管理局によると、料理に使用されている竹は、オリッサ州産の学名 *Bambusa polymorpha* またはアーンドラ・プラデーシュ州産の学名 *Bambusa arundinacea* のいずれかとされる。

1本の竹およそ600ルピーで、10～12皿分のビルヤニーを作ることができる。

同県では、元々バンブー・チキンが有名で、地域の郷土料理のひとつだが、調理に時間がかかることもあり、これまで観光客からの注目を浴びることはなかった。

ヴィンシャーカーバトナムからの観光客は、バンブー・ビルヤニーが人気を高める中、アーンドラ・プラデーシュ州の郷土料理作りを担う周辺部族が、適切な食品管理研修のほか、売り上げから確実な恩恵を受けられるようなガイドランスとガイドラインの整備が必要だと主張する。



Yoko Deshmukh
(デシュムク陽子)

asksiddhi - インドをもっと知ろう インド・ブネ在住の英日・日英翻訳者、デシュムク陽子のブログ

インド・ブネ在住歴10年以上の英日・日英フリーランス翻訳者、デシュムク陽子 (Yoko Deshmukh) が運営しています。2003年9月30日からインドのブネに住んでいます。本ブログ「ASKSiddhi (アスクスィディ)」は2003年8月より翻訳の訓練を兼ね、インド情報を中心にほぼ毎日更新。ASKSiddhi (アスクスィディ) は、インド・ブネのソフトウェア会社 ShimBi Labs が開発し、プログラミングの知識がなくても誰でも簡単にオリジナルなブログを構築できるソフトウェア、「Budo」を使って更新しています。